

# 継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁総務部長  
警視庁刑事部長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局総務(監察)部長  
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁給厚発第76号  
警察庁丁捜一発第47号  
警察庁丁交指発第63号  
平成31年3月28日  
警察庁長官官房給与厚生課長  
警察庁刑事局捜査第一課長  
警察庁交通局交通指導課長

司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に要する経費の公費負担による被害者支援について(通達)

警察庁では、平成15年度から、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づき鑑定処分許可状を得て行う解剖(以下「司法解剖」という。)後の遺体修復に要する経費の公費負担制度(以下「遺体修復制度」という。)を、平成16年度から司法解剖後の遺体搬送に要する経費の公費負担制度(以下「遺体搬送制度」という。)を実施するための経費として都道府県警察費補助金を措置しているところである。

各都道府県警察においても犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)及び第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月閣議決定)等に基づき、本制度の実施に尽力していただいているところであるが、各都道府県警察における制度概要や運用実績には相当のばらつきがあり、未だ予算措置されていない都道府県も散見されるところである。

特に、遺体修復制度においては、少数の県では、都道府県警察費補助金の事業主旨に沿い、司法解剖後の遺体について、遺体修復専門業者に高度の専門的修復を依頼し、その経費を公費で負担する制度を策定の上、積極的に運用しているが、大多数の県では、都道府県警察費補助金の措置から10年が経過するも、警察職員等による簡易的・応急的修復措置等にとどまっている現状にある。

各都道府県警察においては、本制度の趣旨等を踏まえ、都道府県の実情に応じた制度の策定又は改定を行うなど犯罪被害者支援の更なる充実が図られるよう特段の配慮を願いたい。

## 記

### 1 趣旨・目的等

本制度は、犯罪被害により死亡した者又はそのおそれのある者(以下「被害者」という。)のうち司法解剖を行ったものの遺族等(遺族のほか、遺体の引渡しを受け、火葬埋葬等を行うことを申し出た者を含む。以下同じ。)が、司法解剖を実施することによって受ける精神的・経済的被害等を防止、軽減するために実施するものである。

### 2 対象遺体

遺体修復制度の対象となる遺体（以下「修復対象遺体」という。）及び遺体搬送制度の対象となる遺体（以下「搬送対象遺体」という。）は、司法解剖を行う被害者の遺体とする。ただし、制度趣旨等から、修復対象遺体にあっては高度に腐敗、炭化又は白骨化しているなどの状態から修復不能であり、遺族等の精神的被害等の軽減など遺体修復による効果が認められない遺体及び身元不明遺体等を、搬送対象遺体にあっては身元不明遺体等を除くものとする。

### 3 内容

#### (1) 遺体修復制度概要

修復対象遺体の切開痕、縫合痕、その他の傷痕等について目立たなくする専門的な修復技術を有する者（以下「遺体修復業者」という。）に対し、遺族等に対する意思確認を行った上、遺体修復を依頼し、その費用を公費で負担するものである。

#### (2) 遺体搬送制度概要

搬送対象遺体の保管場所から被害者宅等遺族等が希望する場所まで、遺体搬送の資格を有する者（以下「遺体搬送業者」という。）に対し、遺族等に対する意思確認を行った上、遺体搬送を依頼し、その費用を公費で負担するものである。

### 4 留意事項

#### (1) 遺族等に対する意思確認等

本制度の実施に際しては、遺族等に対する制度概要の説明を適切に行うとともに、本制度の利用に係る意思確認を確実にを行い、承諾書等の書面を徴することにより、その経過を明らかにしておくこと。

また、遺族等が本制度の利用を辞退した場合は、遺族の意向を尊重すること。

#### (2) 遺体修復の実施場所及び立会い

遺体修復制度の実施場所等については、原則として、解剖場所又は警察署の死体安置室若しくはこれに準ずる適切な施設等において行うとともに、適宜、警察職員による確認又は立会い等を行い、修復対象遺体の管理を徹底するものとする。

#### (3) 遺体搬送区域等

遺体搬送制度の搬送区域等については、都道府県の実情に応じ、搬送区域若しくは距離又は支出額に制限を設け、それを超える部分は原則として遺族等の負担とすることは差し支えないが、事案の重大性や社会的反響が多大な事案など本制度の運用が特に必要と認められる事案については、主管課の協議等を経て、制限を超える措置が可能となるような制度設計とするなど、より遺族等の経済的負担の軽減が図られるように努めること。

#### (4) 業者の把握等

遺体搬送業者については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業として国土交通大臣の許可を受けている事業者であることなど遺体搬送業務の資格を有する業者であることはもちろん、策定した制度内容を確実に履行できる業者の把握に努めること。

また、実効ある遺体修復制度の策定又は改定には、対応可能な遺体修復業者の存在が必要不可欠であるため、あらためて、それぞれの地域における納棺・

葬儀関連業界を中心に対応可能な遺体修復業者及び専門的な修復技術等に係る調査・検討を積極的に実施し、より高度の技術を有する遺体修復業者の把握に努めること。

**【継続措置状況】**

初回発出日：平成25年7月4日

（有効期間：平成31年3月31日）